

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎321-6547

国の示す接種順位に基づいて、ワクチン接種を進めています。現在の状況および今後の予定については、下記のとおりとなっていますのでお知らせします。

▶国による優先順位と市の接種開始予定時期

接種順位	対象者	対象者数	接種開始予定時期
1	医療従事者など	約1,900人	2月17日から接種実施中
2	高齢者施設入所者および従事者	約1,800人	4月27日から接種実施中
3	施設入所者以外の65歳以上の入	約15,000人	5月17日から接種実施中 ※第2期受付開始(6月7日)については、別途個別通知しています。詳細をご覧ください。
4	基礎疾患を有する人	約5,000人	調整中
5	それ以外の人(16歳以上)	約27,000人	調整中

住所地で接種を希望する場合について

次の人は、医療機関が所在する市町村(コールセンター)にお問い合わせください。

- ・医療機関や施設に入院、入所中の人
- ・基礎疾患があり、治療中の市外の医療機関で接種を受ける人

接種券の再発行

紛失などの事情により、再発行を希望する場合は、コールセンターへお問い合わせください。

※接種の際は、接種券・予診票・健康保険証・お薬手帳を持参し、肩を出しやすい服装とマスク着用をお願いします。また、接種券は接種証明になりますので、必ず保管してください。

児童手当とは
 中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人)に支給されます。
 ただし、前年(1月から5月までの手当については前々年の所得が一定以上の場合には、児童手当額は減額されます。(特例給付)
▼受給手続き
 児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、市(公務員は勤務先)の認定を受けることで、申請した翌月から支給されます。

児童手当を受給している人へ
 現況届の用紙を郵送しますので、6月中に必ず提出してください。提出がない場合、資格があっても手当を受けられませんのでご注意ください。
▼提出書類
 ・現況届(黄色の用紙)
 ・受給者の健康保険証の写し(共済組合に加入している人)
▼提出方法
 ・同封の返信用封筒で返送

所得制限限度額

税の扶養親族などの数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

児童手当支給月額

3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律	15,000円
3歳以上	第1・2子	10,000円
小学校修了まで	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限者	児童1人につき	5,000円

▼支払い時期
 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
▼所得制限限度額
 所得制限限度額は、前年(1月から5月までの手当については前々年の)所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。
 所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくはお問い合わせください。(公務員の方は勤務先へ)
 具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

6月30日(木)
児童手当・特例給付現況届を提出してください
 ●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料(税)の納付が困難な人へ

●問い合わせ先 介護保険料について 高齢者支援課 介護保険班 ☎248-1102
 後期高齢者医療保険料について 保険年金課 保険年金班 ☎248-1275
 国民健康保険税について 税務課 市税班 ☎248-1114

要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次の要件を満たすときは、保険料(税)が減免される場合があります。 ①新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病を負った場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ次の(1)～(3)の全てに当てはまる場合 (1)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。 (2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (3)減少されることが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ※介護保険料については(1)・(3)に当てはまる第一号被保険者(65歳以上)の人が対象です。 ※前年度以前に減免申請書を提出されている人も再度申請が必要です。
減免額	①の場合 全額免除 ②の場合 (介護保険料) 表1の減免対象保険料に表2の減免割合をかけた金額 (後期高齢者医療保険料・国民健康保険税) 表3の減免対象保険料(税)に表4の減免割合をかけた金額
対象となる保険料(税)	令和3年度分の保険料(税)で ・普通徴収 令和3年4月1日から令和4年3月31日に納期限が到来するもの ・特別徴収 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに特別徴収対象者の年金給付の支払い日が設定されているもの
申請方法	収入を証明する書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。 ※担当課から送付する保険料(税)決定通知書がお手元に届いてからの申請となります。
申請期限	令和4年3月31日(木)

▶介護保険料

表1

減免対象保険料額 = A × B / C
A 当該第一号被保険者の保険料額
B 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額
C 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

▶後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

表3

減免対象保険料(税)額 = A × B / C
A 世帯の被保険者全員について算定した保険料(税)額
B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表4

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

▶減免額の計算式(介護保険料、後期高齢者医療保険料・国民健康保険税ともに共通)

$$\text{対象保険料(税)額} \times \text{減額または免除の割合} = \text{保険料(税)減免額}$$

$$(A \times B / C) \times D$$